



従来の介護サービス

原則、これまでの介護サービスを受けることができますが、サービスによっては次のような変更があります。

■福祉用具購入費

事業者指定制度を導入します（未指定の事業者からの購入は対象となりません）。

■住宅改修費

事前申請制度を導入します（これまでに完成後に申請）。

■福祉用具貸与（リース）

要支援1・2と要介護1の人については、特殊寝台、車いすなどは原則として給付対象外です。

|| 介護保険の被保険者証の更新のお知らせ ||

介護保険被保険者証の有効期限（認定の有効期間ではありません）が、3月31日になっている人には、新しい介護保険被保険者証を3月下旬に郵送します。

新しい被保険者証が届いた場合は、古い被保険者証を介護保険室（市役所1階7番窓口）または各支所担当窓口に返してください（なお認定申請中のについては、認定結果が決定したい認定結果通知と一緒に郵送します）。



問い合わせ先 介護保険室 32-2070

ターゲット・バードゴルフ
初心者講習会

とき：4月23日(日)午後1時～3時 ところ：日本原ターゲット・バードゴルフ塩手池
コース 参加費：無料 締め切り：4月7日(金) ※ピッティングウェッジがある人は、
持ってきてください 申込・問い合わせ先：勝北総合スポーツ公園 36-5800

地域密着型サービス

高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域でいきいきと生活を続けられるよう、支援していきます。原則として、市内に在住している人のみが利用できます。

新設されるサービス

■小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービス（基本は在宅支援）を提供します。

■夜間対応型訪問介護

自宅にいる場合も、夜間を含め24時間安心して生活できる体制を整備し、定期的な巡回訪問介護、通報による随時対応型訪問介護などのサービスを提供します。

その他のサービス

■認知症対応型共同生活介護

（認知症対応型グループホーム）

■認知症対応型通所介護

（認知症対応型デイサービス）

■定員29人以下の介護老人福祉施設入所者生活介護・特定施設入居者生活介護

制度改正 Q&A

Q. 私は現在「要支援」の認定を受けていて、認定の有効期間が平成18年5月31日まであります。4月から受けられるサービスは変わるのでですか？

A. 現在、「要支援」・「要介護1」の認定を受けている人で、4月以降に有効期間が過ぎる人については、その期間までは、介護サービスを受けることができます。

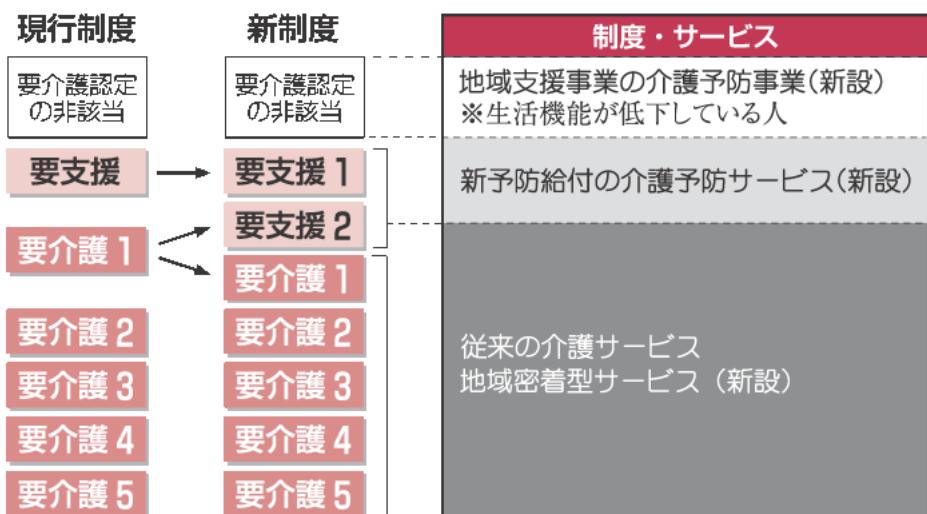
介護保険が変わります

高齢者の自立支援をめざして平成12年にスタートした介護保険制度が「介護予防重視」などの視点で見直され、4月から変わります。

変更のポイント

- ①要介護認定区分が見直され、新しい区分により、サービスを利用することになります
- ②要介護度の軽い人に対する「新予防給付」や、要支援・要介護状態となる恐れのある高齢者に対する介護予防事業を実施します。これらのサービスは、市の設置する「地域包括支援センター」がサービス計画を立てます
- ③介護状態となつても、できる限り住み慣れた家庭や地域での生活を支えるため「地域密着型サービス」を創設します
- ④サービス事業者には、利用者が質の高い介護サービスを適切に受けられるよう、サービス内容や運営状況の報告が義務付けられ、その情報は一般に公開されます

■要介護認定区分によりサービスが変わります



新予防給付の 介護予防サービス

要支援1・2に認定された人で、心身の状態が維持改善される可能性が高い人を対象に、生活機能の維持・向上を目的とした介護予防サービスを提供します。

■筋力向上・栄養改善・口腔機能の向上

地域包括支援センター

社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーなどを配置し、介護予防事業や介護予防サービスのマネジメントを実施します（4月1日に設置）。

地域支援事業の 介護予防事業

介護予防事業は、要介護・要支援状態になるのを防ぐために実施する事業で、生活機能の低下している高齢者を対象として、心身の状態の悪化を防ぐため行われる事業です。

■筋力向上、栄養改善、口腔機能の向上、閉じこもり予防・支援、認知症予防・支援、うつ病予防・支援

※対象者を把握し、平成18年10月から実施します

4月から要支援1・2の人のための介護予防サービスや要介護(支援)状態になるのを予防するための介護予防事業が始まります